学校法人　高崎健康福祉大学

ガバナンス・コード＜2.0 版＞
点検結果報告書

令和８年（2026 年）９月

学校法人　高崎健康福祉大学

目　次

はじめに 1

様式Ⅰ 3

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果 3

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明 3

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明 3

様式Ⅱ 4

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況 4

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立 4

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理 5

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元 5

原則２－２　多様性への対応 5

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化 6

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化 6

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化 7

原則３－４　危機管理体制の確立 7

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開 8

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容 8

はじめに

１．「ガバナンス・コード」の目的・意義

（１）学校法人高崎健康福祉大学（以下「学校法人」という。）は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化し、より強固な経営基盤に支えられた、時代の変化に対応した大学づくりを進めていく。

（２）学校法人は、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、新たな公益法人制度や社会福祉法人制度等の改革の状況を踏まえ、これらの公益的な法人と同程度の運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける。

（３）学校法人は、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であることから、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求していく。

（４）学校法人は、適切なガバナンスを確保し、私立大学の教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、社会的責任を全うすることにより、高等教育機関の国公私間の構造的な財政基盤の格差について、社会に問いかけていく。

（５）私立学校法においては、所轄庁である文部科学省に寄附行為の認可、解散命令などの監督事項が付与されているものの、学校法人の公共性とともに自主性が最大限に尊重される原則となっている。その点に鑑みても、「私立大学ガバナンス・コード＜第２．０版＞」の実施状況の点検及びその結果の公表は重要な意義がある。

２．「ガバナンス・コード＜第２．０版＞」の実施状況の点検の指針となる４つの基本原則

日本私立大学協会が策定した「日本私立大学協会　私立大学ガバナンス・コード＜第２．０版＞」に対して、学校法人が「自ら実施状況を点検し、その結果を広く社会に公表する」ものであり、その指針は以下の４つの基本原則による。

（１）自主性・自律性の確保（特色ある運営）

（２）公共性・社会性の確保（社会貢献）

（３）安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

（４）透明性・信頼性の確保（情報公開）

３．「ガバナンス・コード」点検結果報告書の公表、活用

日本私立大学協会が制定した「日本私立大学協会　私立大学ガバナンス・コード＜第２．０版＞」に基づき、各原則の実施状況を自主的に点検し、広く社会へ公表することにより、公共性と自主性を基本にした本学の自律的な取組みとして活用する。

日本私立大学協会　私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 高崎健康福祉大学
②設置大学名称	高崎健康福祉大学
③担当部署	法人事務局総務部
④問合せ先	０２７－３５２－１２９０
⑤点検結果の確定日	令和８年９月 17 日
⑥点検結果の公表日	令和８年９月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/governnancecode.html
⑧本協会による公表	☑承諾する　　□ 否認する

【備考欄】
学校法人高崎健康福祉大学は、「日本私立大学協会　私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞」に準拠し、同コードに対する実施状況について自ら点検し、その結果を公表します。 本報告書は、令和７年度まで運用してきた「学校法人高崎健康福祉大学ガバナンス・コード」（第 1 版の枠組みに基づく５章構成）を、第 2.0 版の「基本原則・原則・実施項目」の三層構成に合わせて改定した点検結果です。

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	**○**
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	**○**
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	**○**
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	**○**
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
該当なし	

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
該当なし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説　明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学は、人間尊重と人間理解を基調として「人類の健康と福祉に貢献する」を建学の理念に掲げるとともに、健大精神「自利利他」を教育の理念として、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。 （掲載先：https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/）
実施項目１－１②	**説　明**
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	全学部・全学科及び大学院各研究科・専攻において、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーを策定し、ホームページで公表している。これらの方針を踏まえた教育課程編成を行うとともに、アセスメントプランに基づく自己点検・評価（成績分布、授業評価アンケート、学修行動調査、卒業時アンケート等）の結果を踏まえ、教育の質向上及び学修環境の整備に努めている。また、内部質保証会議を通じて全学的な標準化やディプロマ・サプリメントを活用した学習成果の可視化を進め、組織的な教育の質保証とその点検・改善に取り組んでいる。
実施項目１－１③	**説　明**
教学組織の権限と役割の明確化	学長が大学の教学運営全般の職務を担うとともに、理事会の構成員として法人の業務執行にも当たっている。副学長、学部長を置き、また学長補佐チームを組織し学長の職務を補佐する体制を整え、学則やガイドラインにおいて学長・副学長・学部長・教授会等の権限と役割を明確にしている。
実施項目１－１④	**説　明**
教職協働体制の確保	FD・SD 委員会をはじめ、教務、学生支援、入試等に関する各種委員会を教職員で構成し、教職協働により教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を行っている。
実施項目１－１⑤	**説　明**
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教育方法の改善及び教員の資質向上のため FD（ファカルティ・ディベロップメント）を、教職員個々の資質向上及び組織運営の強化のため SD（スタッフ・ディベロップメント）を、それぞれ基本方針・年次計画に基づき毎年実施している。第三者評価における指摘を踏まえ、SD 研修の受講状況を人事評価に反映した。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説　明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	建学の理念を踏まえ、本学の使命・目的を達成するため６年間の中期計画（第１期中期計画、第２期中期計画）を策定し、これに基づく具体的な事業計画を毎年度作成している。
実施項目１－２②	**説　明**
計画実現のための進捗管理	中期計画・事業計画の進捗状況を定期的に確認し、その結果を事業報告書として取りまとめ公表している。あわせて、内部質保証会議および各種ワーキンググループを中心として、認証評価における改善課題の対応状況や全学的な教育改善計画の進捗状況を定期的に検証・チェックする体制を整備し、継続的な質の向上（PDCA サイクル）を推進している。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説　明
社会の要請に応える人材の育成	建学の理念に基づき、人間発達学部、健康福祉学部、保健医療学部、農学部及び薬学部の５学部９学科において、医療・福祉・教育・農学の分野で社会の要請に応え得る高度専門職業人の育成に努めている。国家試験合格率等の実績をホームページで公表している。
実施項目２－１②	**説　明**
社会貢献・地域連携の推進	「知の拠点」としての大学の役割を果たすため、玉村町連携協力プロジェクト、大泉町連携事業、嬬恋村「くろこ」連携事業をはじめとする地域連携事業を推進している。あわせて、公開講座、ボランティア・市民活動支援センター、子ども・家族支援センター及び看護実践開発センターを通じて、地域社会への貢献に取り組んでいる。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	説　明
多様性を受容する体制の充実	人間尊重・人間理解を基調とする建学の理念のもと、性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生・教職員を受け入れる学内環境・体制の整備に努めている。
実施項目２－２②	**説　明**
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍推進の観点から、理事・評議員・学科長等への女性登用、事務職における管理職登用に配慮している。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説　明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、私立学校法に基づいた理事の資格及び構成を定めており、理事の選任は評議員会の意見を踏まえて行うこととしている。理事・監事の一覧はホームページで公表している。
実施項目３－１②	**説　明**
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為において理事会の招集、運営及び決議事項を定めるとともに、評議員会との関係について決議を要する事項を明確化し、協働体制を確立している。内部統制システム整備の基本方針も策定・公表している。
実施項目３－１③	**説　明**
理事への情報提供・研修機会の充実	理事への情報提供は日常的に適切な方法で行っているほか、日本私立大学協会等が主催する研修に参加している。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説　明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、評議員会で監事を選任することとし、監事の独立性の確保及び利益相反の防止に配慮した選任基準を定めている。会計監査人の選任についても同様に選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－２②	**説　明**
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画を策定し、監事、会計監査人及び内部監査室が連携して、監査計画・結果等について情報共有・意見交換を行っている。
実施項目３－２③	**説　明**
監事への情報提供・研修機会の充実	監事は、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務執行状況に関する情報を直接把握できる体制としているほか、必要に応じて事務局から個別に説明を行っている。また、日本私立大学協会等が実施する監事向け研修への参加を通じて、監査に必要な知見の習得機会を確保している。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説　明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為において、私立学校法に基づいた評議員の構成及び選任方法を定めるとともに、本学の設立の経緯や建学の理念との調和にも配慮し、評議員の属性（教職員、卒業生、学識経験者等）に応じた構成上の考え方を明確にすることで、選任過程の透明性を確保している。
実施項目３－３②	**説　明**
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為において評議員会の招集、開催、決議事項及び評議員の責務を明確に定めるとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目３－３③	**説　明**
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において理事会における議案・資料・決議事項等を報告するなど、学校法人運営の適正な判断に必要な情報を適宜提供しているほか、評議員が制度理解や法人運営に関する知識を深められる機会の確保に努めている。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説　明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	情報セキュリティ対策基本方針を策定・公表しているほか、災害・事故等の事象に応じた危機管理マニュアルの整備、ハラスメント防止のための体制整備及び研修の実施等に取り組んでいる。
実施項目３－４②	**説　明**
法令等遵守のための体制整備	法令、寄附行為その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組むとともに、情報セキュリティ研修及び研究倫理講習会を毎年実施し、教職員の法令遵守に関する意識向上に努めている。また、ハラスメント相談窓口を設置し、内部通報体制を整備しているほか、コンプライアンスに関する規程については、本年度中の策定を予定している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説　明
情報公開推進のための方針の策定	教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報、財務情報、寄附行為をはじめとする法人の規程等、幅広い情報について「公表情報」ページに整理して掲載し、積極的な情報公開に努めている。 （掲載先：https://www.takasaki-u.ac.jp/guide/information.html）
実施項目４－１②	**説　明**
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページにおいて、受験生・在学生・卒業生・企業・地域の方など、ステークホルダー別に情報をまとめたページを設けるなど、求める情報にアクセスしやすい工夫を行っている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説　明
該当なし	